　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３０年４月２日

岡山県森林・山村機能発揮対策協議会

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領の主な改正内容

１　教育・研修活動タイプの上限回数の減

　・年間１２回から６回に変更となった。

２　中山間地農業ルネッサンス事業に係る優先採択の新設

　　昨年度からスタートしている中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」

に位置付けられた活動の内農地等の維持保全にも資すると認められるものについては、優

先的に採択することができることとなった。

３　市町村の意見書の内容変更

　　昨年度から、活動組織から提出された申請書に添付された活動計画について、市町村は様式14号により意見書を添付して協議会に提出していただいているところですが、意見の項目から「大いに有効である」が削除された。

４　モニタリング結果報告期間の変更

　　昨年度から活動組織は、活動の成果を測定するためのモニタリングを実施し、様式19号により地域協議会へ報告するものとしていたが、結果報告期間について活動４年目と５年目の項目が削除された。

５　その他（様式の中の文書表現の変更など）

　・「活動計画書」の「７．年度別スケジュール」の「取組概要」の文書中

「森林」が→「里山林」に変わった。（注の所も同様）

　・要領の文中及び「活動計画書」の８．の「モニタリング方法」が「モニタリング調査方法」に変わった。